

平成 26 年 1 月 28 日  
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
[E e らいふ〔季節別時間帯別電灯〕（選択約款）]

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき届出を行なった選択約款の E e らいふ〔季節別時間帯別電灯〕(平成 26 年 3 月 1 日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、本則 6（料金）、8（E e プラン）および附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)および別表 6（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 本則 6（料金）に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金 1契約につき	1,620.00	120.00
電力量料金 1キロワット時につき		
昼間時間 夏季料金	39.46	2.92
その他季料金	36.04	2.67
生活時間	26.97	2.00
夜間時間	11.78	0.87
5時間通電機器割引額 5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき	216.00	16.00
通電制御型夜間蓄熱型機器割引額 通電制御型夜間蓄熱型機器の総容量（入力）1キロワットにつき	162.00	12.00
最低月額料金 1契約につき	453.60	33.60

(2) 本則 8 (E e プラン) に定める E e プラン割引上限額

区分および単位	上限額	消費税等相当額
1契約につき	円 3,240.00	円 240.00

(3) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1) に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金 1契約につき	1,575.00	75.00
電力量料金 1キロワット時につき		
昼間時間 夏季料金	38.37	1.83
その他季料金	35.04	1.67
生活時間	26.22	1.25
夜間時間	11.46	0.55
5時間通電機器割引額 5時間通電機器の総容量 (入力) 1キロワットにつき	210.00	10.00
通電制御型夜間蓄熱型機器割引額 通電制御型夜間蓄熱型機器の総容量 (入力) 1キロワットにつき	157.50	7.50
最低月額料金 1契約につき	441.00	21.00

(4) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1) に定める E e プラン割引上限額

区分および単位	上限額	消費税等相当額
1契約につき	円 3,150.00	円 150.00

(5) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (2) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.301	円 0.014

(6) 別表6（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.310	円 0.023

以上